

知事コメント (抗告訴訟の控訴審での意見陳述を終えて)

本日、福岡高等裁判所那覇支部において、抗告訴訟の控訴審における口頭弁論が行われ、県民を代表する知事として法廷に立ち、意見陳述を行いました。

陳述にあたっては、最初に、この裁判の本質が「地方自治の理念や尊厳を守る覚悟」を問うものであることを述べるとともに、戦後75年余が経過した今日に至っても、沖縄は「自治」の確立を求め、声を上げ続けなければならない状況に置かれていることを申し上げました。

次に、国が、地方に対して自らの意向を押し通すための手段として、私人の権利利益の救済制度である行政不服審査制度を用いることが認められてしまえば、地方自治は保障されなくなるとを申し上げました。

また、昨年11月の地裁判決は、自治体が司法の場でこの問題の是非を争うことを制限する判断を行いました。このような判断が認められてしまえば、自治体側の救済の途が閉ざされるだけでなく、違法な裁決が存在し続けるという不合理な結果を招くことになるという問題点を指摘しました。

さらに、本件訴訟において、国は、裁決の違法は県が提起した訴訟で審理され、是正されるべき性質のものではないと主張し、殊更に実体審理に入ることを避け続けておりますが、このような主張を踏まえれば、国は、最初から県の主張を封じることが目的に行政不服審査制度を用いたものであり、このことは、県の主張する埋立事業の問題点がいかに本質を突き、理にかなっているため、真正面から争うことを避けたものであるということを示唆しました。

これらのことに加え、この裁判で争われている問題は、全ての自治体にとって現実に起こりうることであり、司法がこの問題の本質から目を背けてしまえば、自治体の未来に取り返しのつかないダメージを与え、司法そのものに大きな汚点を残してしまうことになることを、強く訴えてまいりました。

限られた時間ではありましたが、本件訴訟の意義を明確にし、国の対応や地裁判決の問題点を指摘するとともに、この裁判で争われている問題が地方自治の未来に与える影響について、しっかりと裁判所に訴えることができたのではないかと考えております。

本日の口頭弁論をもって本件訴訟の控訴審は結審となりましたが、県としては、これまでに提出した書面や本日の意見陳述において、必要な主張、立証を尽くしたものと考えておりますので、まずは判決を待ちたいと思います。

裁判所におかれましては、我が国の憲法が司法に託した「法の番人」としての矜持と責務の下、国と地方が本来有るべき姿を取り戻すため、地方自治の尊厳を踏みにじるかのような不正義を正し、自治体の未来を切り開く公正な判断をされるよう希望いたします。

令和3年8月26日

沖縄県知事 玉城 デニー